

第1章 総則

(目的)

第1条、

- 1 この規程は、千代田ブロック内各学校間の連携教育の目的を基盤として、共通した生徒指導体制を構築し、義務教育9年間の一貫性を保ち、系統的に指導するための基底となることを明文化するものである。児童・生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 服装について

- 1 校内外の学習活動及び登下校の際は、次の通りとする。

〔男子制服〕 ※◎印は学校指定

冬服◎上着（ブレザー型、濃紺）

◎スラックス

◎ネクタイ

○カッターシャツ（白）

カッターシャツの下着は白の単色のみ（ワンポイント・体操服は可・ハイネック不可）

○ベルト（黒・紺）

夏服◎半袖ポロシャツ

・白の2つ又は3つボタンに限る（ワンポイントは不可）

・ポロシャツの下着は白の単色のみ（ワンポイント・体操服は可）

◎スラックス ※夏の素材あり

○ベルト（黒・紺）

※夏・冬服ともスラックスは、必ずホックを留め、裾が床につかないようにする。

〔女子制服〕

冬服◎上着（ブレザー型、濃紺）

◎スカート又はスラックス

◎リボン

○ブラウス（白）

・ブラウスの下着は白の単色のみ（ワンポイント・体操服は可・ハイネック不可）

○黒または肌色のストッキングを着用してもよい

夏服◎半袖ポロシャツ（指定）

・白の2つ又は3つボタンに限る（ワンポイントは不可）

・ポロシャツの下着は白の単色のみ（ワンポイント・体操服は可）

◎スカート又はスラックス

※夏・冬服ともスカート又は膝の骨（膝蓋骨）が隠れるようにする。

スラックスは、必ずホックを留め、裾が床につかないようにする。

〔男女共通〕

○冬服着用時には、セーター、ベスト（黒、紺、グレー、茶色）着用してもよい。

※セーターは、上着の丈及び袖からはみ出さないようにする。

○防寒具については、華美でないマフラー、ネックウォーマー、手袋を着用してもよい。
※マフラー、ネックウォーマーは、高校入試等のことを考え、黒色・紺色・灰色・茶色を基調としたものが望ましい。

○防寒着（ウインドブレーカー）については、指定のものを着用する。
※教室内では防寒着・防寒具（マフラー、ネックウォーマー、手袋）は着用しない。着用は登下校、部活動の時のみとする。

- 2 体操服について ※学校で指定したものを着用する。
○夏：半袖シャツ（男子）、ハーフパンツ（男女）【6月～11月】
○冬：夏に着用する体操服の上にジャージ（上下）を着用する。【12月～5月】
※通常、上着のファスナーは真ん中程度まで上げ、だらしく見えないようにする。

第3条 頭髪等について

- 1 清潔で、自然な髪型であること。
2 男子の頭髪
・前髪は目にかからない。
・後髪はえりにかからない。
・横髪は耳にかからない。
3 女子の頭髪
・肩にかかる場合は結ぶ。（結び方は高校入試基準に準ずる。）
・前髪、横髪は目にかからないように切るかピンで留める。
・リボン、その他の装飾的な物はつけない。
※髪どめは、黒・紺・こげ茶の単色とし、飾りのないものとする。
・髪を結ぶゴムは、黒・紺・茶色のゴムとする。
パーマ（ストレートパーマも含む）、染色、脱色、カラースプレーは禁止する。
（但し、特別な理由がある場合は担任に相談し、生徒指導部で協議決定する。）
4 整髪料の使用、ポニーテール、編み込み、ツブブロック、極端な横髪の刈り上げは禁止する。
5 眉毛について、抜く、剃る、切る行為は禁止とする。
6 爪を伸ばしたり、加工等はしない。

第4条 上履き、下履き、靴下について

- 1 上履きは学校指定のシューズ
2 下履きは男女とも白の単色とする。
※ひもは白とする
※体育の授業で使用できる靴。ハイカットの靴は禁止とする。
3 冬季または雨天時は華美でない長靴、防寒靴を履いてもよい。
4 靴下は、黒・紺・白・灰の単色とする。
※ワンポイント可。ラインは禁止とする。くるぶしソックスは禁止とする。くるぶしが完全に隠れていなければならない。（くるぶしの上端から3cm程度長いソックス）

第5条 登下校について

- 1 定められた登校・下校時間を守ること。
※登校時間：8時25分までに登校し、荷物の整理をし、自分の席についておくこと。
下校時間：夏時間 18時00分（3月～10月）
冬時間 17時20分（10月～3月）※新人大会后から卒業式までを冬時間とする。

- 2 登下校中の買い食いはしないこと。(休日または休業中も同様とする)
- 3 自転車, バスによる通学は必ず許可を受けること。

第6条 自転車通学について

- 1 自転車は改造しないこと。
- 2 必ずヘルメットを着用し, あごひもは正しい位置で固定すること。
- 3 傘さし運転・二人乗り・並走は違法行為であるので絶対にしないこと。
※第6条2及び傘さし運転・二人乗りをした者は, 1週間の自転車通学を禁止にする。(繰り返す場合は, 無期限禁止とする。)

第7条 届出について

- 1 欠席, 遅刻, 早退, 欠課, 忌引等をするときは, 事前に学校に届出をすること。
- 2 窓ガラスなど, 公共物を破損・紛失した場合は届け出ること。
※不可避の場合を除いて弁償, 修理する。
- 3 やむを得ず, アルバイトをするときは, 学校の許可を得ること。

第8条 所持品について

- 1 携帯電話等の校内への持込は, 一切禁止とする。(休日の部活動, 大会, 合宿, 応援等も含む。)
※特別な事情がある場合は, 保護者が学校へ届け出る。許可になった場合は, 登校時に担任に預け, 放課後に返却する。
※許可なく持ち込んだ場合は, 即日, 本人と保護者に来校要請し, 最低2週間は携帯電話等を預かる。生徒へは『特別な指導』を行う。反省期間終了後, 再度生徒・保護者に来校要請し, 今後の生活の仕方について確認し, 返却する。
- 2 時計・指輪・腕輪, その他の不要物を身につけたり, 持ってきたりしないこと。
- 3 必要以上のお金は持参しない。方が一, 持参した場合は担任に預ける。
- 4 かばん・サブバッグ・筆箱には装飾品(キーホルダーやぬいぐるみ)をつけないこと。
- 5 ミサンガの着用は禁止とする。
- 6 リップクリーム・日焼け止めクリーム等は無香料, 無着色とする。
- 7 メイク(カラーコンタクト, アイプチなど)は禁止とする。
- 8 汗拭きシート・制汗スプレー等は無香料とする。
- 9 筆箱は, 入試に使用できるものとする。(例)キャラクターや動物の形をしたもの等は禁止。

第9条 改善指導について

- 1 学校生活に関する規程に逸脱している場合は, 保護者に連絡して改善してもらう。
- 2 それでも改善が見られない場合は, 保護者に来校を願い, 指導の協力をお願いする。

第3章 校外生活に関すること

第10条 家庭生活について

- 1 夜間の外出や外泊は, 原則禁止とする。なお, 保護者の責任において監督・保護のもと行われるものは対象外とする。

第11条 校外での遊びについて

- 1 プールでの水泳は, 設置場所で定められた規定を守り, 他人に迷惑をかけないこと。

- 2 遊泳禁止区域での水遊びは禁止とする。また、友達同士だけで、河川での遊泳は禁止とする。
- 3 友達同士で、物品の交換、売買及び金銭の貸し借りはしないこと。
- 4 無断で、他人の敷地に侵入しないこと。

※小学校のグラウンド、体育館等の公共施設を利用する場合は必ず許可を得ること。

第4章 特別な指導に関すること

第12条 問題行動への特別な指導について

次の問題行動を起こした生徒に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。
また、必要に応じて、警察等の関係機関と連携を行う。

(1) 法規・法令に違反する行為

- ① いじめ
- ② 飲酒・喫煙
- ③ 暴力・威圧・強要行為
- ④ 建造物・器物破損
- ⑤ 窃盗・万引き
- ⑥ 性に関するもの
- ⑦ 薬物乱用等
- ⑧ 交通違反
- ⑨ 刃物等所持
- ⑩ その他法令・法規に反する行為

(2) 本校の規則等に違反する行為

- ① 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草等の所持）
- ② 授業妨害
- ③ 登校後の無断外出・無断早退
- ④ 指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ⑤ カンニング等の不正行為
- ⑥ 家出及び深夜徘徊
- ⑦ 怠学
- ⑧ 不良交友
- ⑨ 金品持出
- ⑩ 不健全娯楽（賭け事等）
- ⑪ 携帯電話、インターネットの不健全使用に関するもの
- ⑫ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

第13条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

(1) 説諭

(2) 学校反省指導（個別反省指導、授業反省指導、反省文、奉仕活動等）

第14条 反省指導は学校で行い、「個別反省指導」：（通常の学校生活とは別日程で別教室での指導を行う）と「授業反省指導」：（通常の学校生活を送りながら指導を行う）の2段階とする。

第15条 個別反省指導の時間や日数等の期間については、問題行動の程度や繰り返し等により生徒指導部で協議検討し決定する。

第16条 原則、器物破損に関しては、故意や重大な不注意による場合、保護者に弁償を求める。